

令和8年4月17日

事業主様

大阪薬業企業年金基金
(公印省略)

「仮想個人勘定残高のお知らせ」の送付および配付のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当基金の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年も当基金にご加入いただいている65歳未満の皆様を対象に、「仮想個人勘定残高のお知らせ」を作成いたします。

つきましては、5月下旬に各事業所様あてに当該お知らせ（またはデータ）を送付いたしますので、お手数をお掛けいたしますが、該当する加入者の皆様へご配付いただきますようお願い申し上げます。

※「仮想個人勘定残高」とは

皆様お一人おひとりの年金口座に、これまでに積み立てられた「掛金」と「利息」の合計額のことです。将来、皆様が受け取る年金や一時金の”原資”となります。

詳細な受取方法や対象者等の注意事項につきましては、裏面をご参照ください。

敬具

【受取方法について】

「仮想個人勘定残高」は、現在登録されている受取方法に基づいて送付いたします。

■ 選択可能な受取方法（単複組み合わせ可能）

「はがき」「データ」「一覧表」（例：はがき＋一覧表、データのみ、等）

※A4版PDFファイルでの提供も可能です。サンプルをご希望の場合はお問い合わせください。

■ 受取方法の変更を希望される場合

受取方法の変更を希望される事業所様は、【4月27日（月）】までに、当基金ホームページの新着情報「仮想個人勘定残高のお知らせ」の送付について（5月下旬発送）に掲載の変更依頼書をご提出ください。

■ 「仮想個人勘定残高」の周知について（ご留意事項）

制度上、加入者の皆様への通知が義務付けられているため、「はがき」や「データ」のいずれも希望されない（不要な）事業所様におかれましても、**当基金より「一覧表」を必ず送付させていただきます。**

あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

【「仮想個人勘定残高の周知」対象者に関する注意事項】

● 対象者

3月末時点での65歳未満の加入者を対象に作成いたします。

● 退職者等へ発行されてしまった場合

3月分の掛金計算に間に合わなかった資格喪失者や、4月以降に退職された方にもお知らせが発行される場合がございます。その場合は恐れ入りますが、該当のお知らせを破棄いただくか、当基金までご返送ください。

● 次回以降となる方

3月分の掛金計算に間に合わなかった資格取得者や、4月以降（再加入者を含む）の資格取得者は、次回以降（来年）の案内となります。

お問い合わせ先

大阪薬業企業年金基金 業務課

〒540-0037 大阪市中央区平野町3-2-5

電話 06-6945-1021

Email gyomu@daiyaku.jp